

令和 4 年 3 月 14 日

事業者 各位

北秋田市財務部財政課

入札手続き等にかかる押印の簡略化について

令和 4 年度の入札から次のとおり変更しますのでお知らせします。

1. 入札手続き等にかかる押印の簡略化

行政手続きの省略化による事務作業の負担軽減と、利便性の向上を図るため入札手続き等に係る次の書類の押印の見直しをします。

【押印が必要な書類】※電子入札は除く	【押印を省略とする書類】
・入札参加申込書 ・誓約書 ・入札書（封筒にも 3 箇所必要） ・入札辞退書 ・入札に係る委任状 ・契約書 ・請書 ・見積書 ・請求書	・質疑応答書（質疑が無い場合は提出も不要） ・同等品確認協議書 ・工事内訳書 ・各入札参加通知書 ・落札通知書 ・入札参加資格申請書（変更届含む）

※押印を省略できる文書に押印されている場合も有効な文書として取り扱います。

2. 適用年月日

令和 4 年 4 月 1 日以降の入札公告、見積依頼案件から適用します。